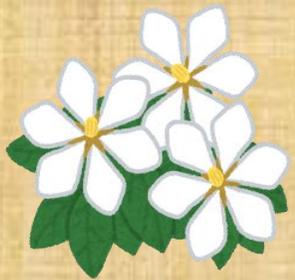


高齢者虐待の防止について



鳥取市中央包括支援センター
社会福祉士 遠藤 歩

高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法 第1条（目的）

「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」

◎養護者による高齢者虐待

◎養介護施設従事者等による高齢者虐待

『養介護施設従事者等』とは・・・

老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」に従事する者。

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは・・・

⇒ 「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者が、「養介護施設」または「養介護事業」を利用する高齢者に対して虐待行為をおこなうことを指す。

虐待の通報は義務！

- **養介護施設従事者には通報義務がある。（第21条第1項）**
『養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。』
- **通報は、虚偽及び過失の場合を除き、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務違反にはあたらない。（第21条第6項）**
- **養介護施設従事者等が通報等をおこなった場合には、通報等をしたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けない。（第21条第7項）**

虐待の定義と類型

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

身体的虐待	(具体例)
①暴力的行為	<ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る・ぶつかって転ばせる・刃物や器物で外傷を加える・入浴時熱いシャワーでやけどをさせる・本人に向かって物を投げつける

身体的虐待

(具体例)

②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・ 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する
- ・ 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける
- ・ 車椅子やベッドから移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる
- ・ 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる

③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

(後で説明)

介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

介護・世話の放棄 ・放任	(具体例)
①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為	<ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る・おむつが汚れている状態を日常的に放置している・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる

介護・世話の放棄・放任

(具体例)

② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応をおこなわない。
- ・ 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。

③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・ 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。

④ 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

- ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動をおこなうこと。

心理的虐待	(具体例)
①威嚇的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none">・怒鳴る、罵る。「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。
②侮辱的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。

心理的虐待

(具体例)

③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。

心理的虐待	(具体例)
⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為	<ul style="list-style-type: none">・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。・ 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
⑥その他	<ul style="list-style-type: none">・ 車椅子での移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖心を与える。・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。・ 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

性的虐待

(具体例)

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

- ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・ 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・ わいせつな映像や写真を見せる。
- ・ 本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・ 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

経済的虐待	(具体例)
本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所に金銭を寄附・贈与するよう強要する。・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。・ 立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

【身体拘束の具体例】

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力をある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない場合の3要件

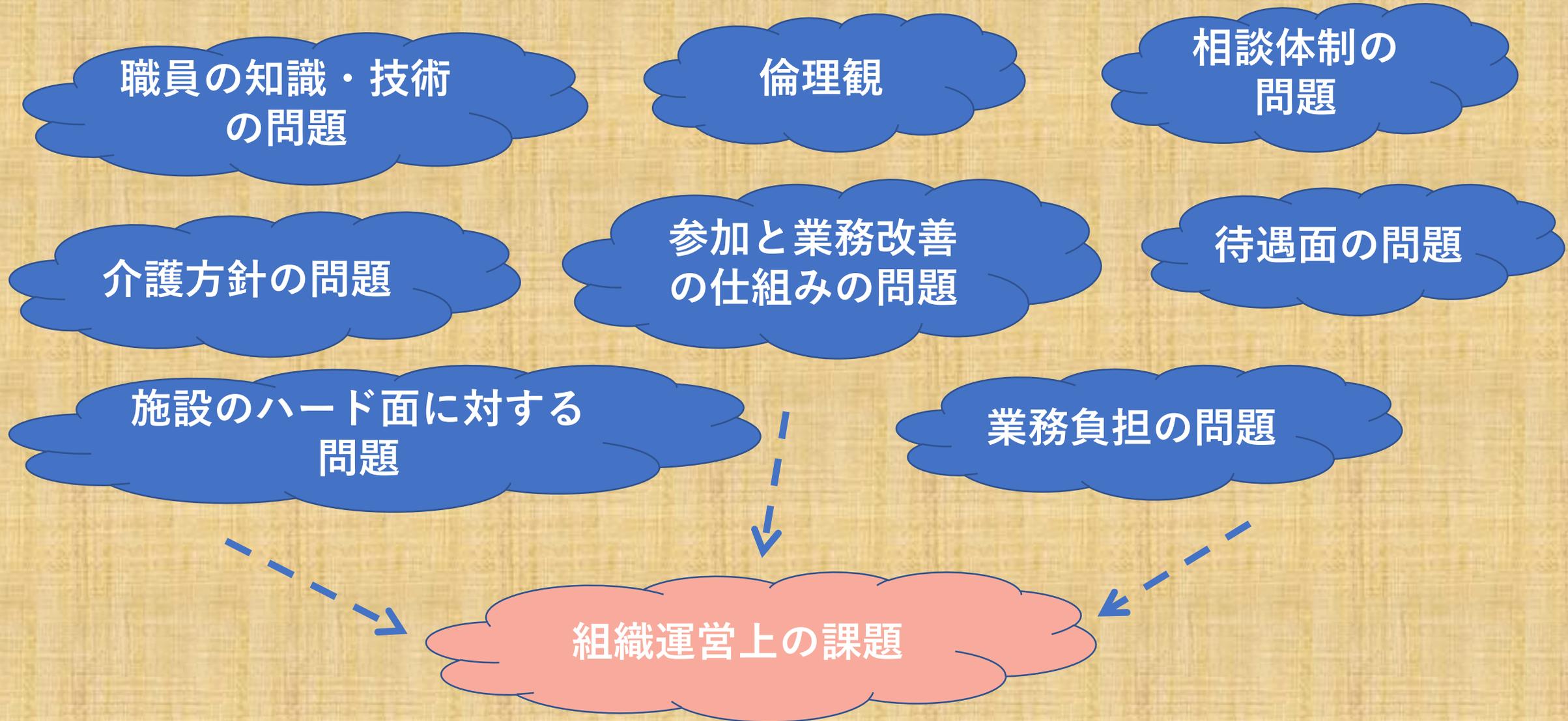
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※この3つの要件をすべて満たす必要がある！

！手続き上の手順！

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人又はチームでなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。
- ・身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要。
- ・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- ・身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要。

虐待が起きる様々な背景…



虐待防止のために取り組めること



・管理職、職員の資質向上

法制度、介護技術、認知症への理解を深める研修などを通して知識技術の向上を図る

・虐待対応マニュアルの整備、虐待防止委員会の役割

虐待予防、早期発見の体制作り、虐待防止委員会の組織作り

職員全員に対する虐待対応マニュアルの内容や虐待発生時の対応手順などの周知徹底

虐待に関する研修の実施、自己点検シートなどの活用

・風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策

管理職は職員のストレス状況や現場の環境を把握し改善していく体制作り

職員が気軽に相談できる体制作り、業務改善の仕組み作り

外部の目を積極的に入れる（第三者委員、介護相談員、地域との交流など）

やむを得ない事由による措置

事実確認により虐待行為が確認され、高齢者の安全・安心な生活を確保するため、必要がある場合は、老人福祉法の規定する「やむを得ない事由による措置」の権限を行使する。

(老人ホームへの入所等)

老人福祉法第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- ・ 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- ・ 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

定員超過の扱いについて

※平成18年4月の高齢者虐待防止法の施行に併せ、指定介護老人福祉施設
の人員、設備及び運営に関する基準が改正された。

改正では、「虐待」の文言が追加され、虐待対応におけるやむを得ない措置
について、定員の5%（定員50人の特別養護老人ホームでは2人まで）まで
の増員については、介護報酬上の減算対象外となることが明示された。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

第25条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて

入所させてはならない。ただし、災害、**虐待**その他のやむを得ない事情が
ある場合は、この限りではない。

（平成18年3月31日、厚生労働省令第79号）

高齢者虐待についての相談窓口



鳥取市長寿社会課	0857-30-8211
鳥取市中央包括支援センター	0857-20-3457
鳥取北地域包括支援センター	0857-20-2205
鳥取南地域包括支援センター	0857-54-1023
鳥取桜ヶ丘地域包括支援センター	0857-51-1250
鳥取西地域包括支援センター	0857-50-0717
鳥取東地域包括支援センター	0857-30-5711
鳥取高草地域包括支援センター	0857-51-8112
鳥取湖東地域包括支援センター	0857-32-2727
鳥取市東部地域包括支援センター	0857-50-0280
鳥取市南部地域包括支援センター	0858-76-2351
鳥取市西部地域包括支援センター	0857-30-7780